

表1 水質基準項目および検査頻度

項	項目	基準値	指針による検査頻度	検査箇所
1	一般細菌	100個/ml以下	毎月	全給水栓対象
2	大腸菌	検出されないこと。	毎月	全給水栓対象
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所+追加塩素施設管末
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
21	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
22	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所+追加塩素施設管末
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所+追加塩素施設管末
24	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所+追加塩素施設管末
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所+追加塩素施設管末
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所+追加塩素施設管末
27	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所+追加塩素施設管末
28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所+追加塩素施設管末
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所+追加塩素施設管末
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所+追加塩素施設管末
31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所+追加塩素施設管末
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所+追加塩素施設管末
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所

34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
36	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
39	塩化物イオン	200mg/l以下	毎月	全給水栓対象
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
41	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	発生時期に 月1回	系統管末1箇所
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下		系統管末1箇所
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
46	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3ヶ月	系統管末1箇所
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	毎月	全給水栓対象
48	pH値	5.8以上8.6以下であること。	毎月	全給水栓対象
49	味	異常でないこと。	毎月	全給水栓対象
50	臭気	臭気異常でないこと。	毎月	全給水栓対象
51	色度	5度以下であること。	毎月	全給水栓対象
52	濁度	2度以下であること。	毎月	全給水栓対象

省略不可項目

消毒副生成物